

一般社団法人 茨城県貯水槽維持管理協会

定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人茨城県貯水槽維持管理協会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県水戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、貯水槽清掃技術の向上と適正な維持管理について指導を行うこと等により、適正に飲料水を管理し、もって環境衛生の推進による公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 貯水槽の清掃及び維持管理に関する指導、調査、研究に関する事業
- (2) 貯水槽の清掃並びに維持管理に関する研修会及び講習会に関する事業
- (3) 貯水槽設置者に対する正しい管理知識の普及に関する事業
- (4) 貯水槽の維持管理に関する情報の収集及び提供に関する事業
- (5) 前各号に掲げる事業に附帯または関連する事業

第3章 社 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定によりこの法人の社員になった者をもって構成する。

(社員の資格の得喪)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 社員は、法人の目的を達成するため、必要な経費として社員総会において別に定める額を支払う。

(退社)

第8条 社員は、いつでも退社届を提出して退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次に掲げる事由によって資格を喪失する。

- (1) 総社員の同意があつたとき。
- (2) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

- (3) 第7条の支払義務を1ヶ年以上履行しなかったとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増額計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款でさだめられた事項

(開催)

第13条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。定時社員総会は、毎事業年度の終了後2か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会を招集するには、代表理事は、社員総会の日の2週間前までに、社員に対して必要事項を記載した書面をもって通知する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第16条 社員は、社員総会において各1個の議決権を有する。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の規定は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 社員の除名
 - (2) 理事及び監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権行使)

第18条 社員総会に出席できない社員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その議決権の数を前条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第19条 社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を代表理事に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、第17条の規定の適用については、その社員は出席した者とみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めたところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに記名押印するものとする。

第5章 役員

(役員)

第21条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上10名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定数で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、この法人を代表し、法人の職務を執行する。
- 3 代表理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(役員 の 損害賠償責任の免除)

第28条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

第6章 理 事 会

(構成)

第29条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、代表理事とする。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般社団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 代表理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第7章 委 員 会

(委員会)

第35条 この法人の事業の円滑な運営を図るため、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の設置、組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第8章 資 産 及 び 会 計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

(事業報告及び決算)

第37条 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表及びその附属明細書

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)及びその附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の制限)

第38条 この法人は、社員その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この法人は、社員総会の決議によって定款を変更することができる。

(解散)

第40条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算するとき有する残余財産は、社員総会の決議を経て、他の公益社団法人に帰属するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

第11章 事務局

(事務局)

第43条 この法人に事務局を置く。事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会で定める。

第12章 雑則

(委任)

第44条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2. この法人の設立当初の事業年度は、第36条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成21年5月31日までとする。